


開催・平成29年5月17日

| | | | | |
|--|-------------------------------|----|----------|---|
| 所管部課 | 都市建設部都市計画課 | 部長 | 直井 亨 |  |
| 件名 | 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例について | | | |
| | | 区分 | ○ 1 審議事項 | 2 報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | | | |
| | 部課機関 | | | |
| 1. 要 旨 | | | | |
| <p>新青梅街道の幅員を18mから30mに拡幅する東京都事業の進捗に伴い、今後、沿道の土地利用に変化が予想されることから、後背地の住環境の保全等を図るため、沿道の用途地域の変更に合わせて、芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画を決定する。</p> <p>これに伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、当該地区計画に位置つけた建築物に関する制限を標記条例に定めるための改正を行う。</p> | | | | |
| (1) 主な改正点 | | | | |
| <p>別表第1に、第7項として「立川都市計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画により地区整備計画が定められた区域」を加える。</p> <p>別表第2に、第7項として芋窪六丁目・上北台一丁目地区を加え、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p> | | | | |
| (2) 施行日 | | | | |
| <p>公布の日とする。</p> | | | | |
| (3) 影響及び効果 | | | | |
| <p>条例に定めた事項は、建築基準法上の制限として、建築確認の対象となることから、地区計画の内容の確実な実現を図ることができる。</p> | | | | |
| 2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) | | | | |
| <p>平成28年10月 街づくり条例に基づく都市計画原案の説明会の開催</p> <p>平成29年2月 街づくり条例に基づく都市計画原案(一部修正)の説明会の開催</p> <p>平成29年4月 街づくり条例に基づく都市計画案の説明会の開催</p> <p>平成29年4月13日 東京都から都市計画法第19条に基づく協議に対する回答受理</p> <p>平成29年4月17日～5月8日 都市計画法及び街づくり条例に基づく都市計画案の縦覧</p> <p>平成29年5月16日 都市計画審議会諮問・答申(第2回定例会の開会前に都市計画決定告示を行う)。</p> | | | | |
| 3. 留意事項(問題点等) | | | | |
| 4. 主管部処理案(検討結果等) | | | | |
| <p>平成29年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p> | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。